人権だより

平成27年3月16日発行
第9号
人権課
229-3165　FAX229-3366

世界人権宣言の第１条には、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」とうたわれています。人は誰もがかけがえのない存在です。人が人間らしく生きる権利を保障され、自分の人生を自分で決め、周囲からその意思を尊重されること、つまり自分の人生に価値を感じながら過ごすことは、誰もが望むことです。

しかし昨年、市内で部落差別を助長する差別落書きが発生しました。こうした差別落書きは、人の心を傷つけるだけでなく、差別意識や偏見を拡大させる極めて悪質な人権侵害行為であり、決して許されることではありません。市では、人権問題講演会や市民人権講座、街頭啓発などの人権啓発事業を行い、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくしていくため、人権尊重の取り組みを進めています。

人権問題を正しく理解し、差別を許さないという強い意識を持った人と人とのつながりによって、差別のない社会を実現していきましょう。

コラム　いじめ問題と人権

平成23年10月、滋賀県大津市立中学校の当時２年生の男子生徒が、いじめを苦に自殺するという事件が発生しました。この事件がきっかけとなり、国はいじめによって子どもの命が失われないよう、平成25年６月に「いじめ防止対策推進法」をつくりました。

それを受け、津市も平成26年５月に「津市いじめ防止基本方針」を策定しました。市内の園や学校では、人権教育の取り組みが進められていますが、人権教育は人を大切にすることを学ぶ教育であり、人とつながる温かさを感じるための教育でもあります。人の思いを知り、自分のこととして捉えることを繰り返しながら、お互いにつながっていきます。人権教育を進める中で、温かい人と人との関係性を断ち切る「いじめ」や「差別」に対して「おかしい」と気付き、声にしていく仲間を増やし、いじめや差別を許さない、見過ごさない仲間づくりを目指していきます。

小・中学生、高校生を対象に行われた、いじめについての調査では、「いじめられたら、誰に相談しますか」という問いに「誰にも相談しない」と答えた子どもの割合が成長するにしたがって増えていき、高校生では約半数近くにまでなることが分かりました。もし、いじめに遭ったときは、自分で抱え込まずに誰かに相談することが大切ですが、普段からいろいろなことが相談できる関係を、学校の中だけでなく家庭や地域でもつくっておくことが大切だと思います。

このように考えていくと、いじめ問題は学校だけの問題ではなく、子どもたちにとって心豊かで安全・安心な居場所となる社会をいかにしてつくっていくかということが、私たちの課題であると言えます。家庭や地域など身近なところから、子どもたちとの関わりを見つめ直し、対話を大切にすることで、「人と関わることってあったかい」と思える社会をつくることができるのではないでしょうか。